

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

徳島わくわく移住・創業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

3 地域再生計画の区域

徳島県の全域

4 地域再生計画の目標

徳島県の人口は、1985年を境に減少傾向にあり、1999年以降は毎年減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も減少傾向が続き、2050年までには約48万1千人にまで減少することが見込まれている。減少の主な原因は「転出超過」による「社会減」であり、特に年齢階級別の人口移動状況を分析すると、男女とも「15～19歳」から「20～24歳」への移行時が転出超過のピークとなっていることから、「進学」「就職」を契機とする転出が本県の人口動態に大きな影響を与えていることがわかる。このまま何も対策を講じなければ、2050年には県内市町村の約4割となる10市町村で人口が半減するという厳しい状況が予測されている。

一方、「徳島県に関する県内高校生アンケート調査（県立高校生1,436人回答）」によれば、徳島県への定住志向について、「ずっと住みたい（14.6%）」「一度は県外へ出て、徳島に戻って住みたい（41.0%）」を併せると、地元での定住志向は過半数（55.6%）を超えており、このニーズにしっかり応える効果的な施策を早急に展開していく必要がある。

また、経営者の高齢化や地域の人口減少が進む中においては、「中心市街地」と「過疎地域」の両面における包括的な経済の活性化が求められることから、地域経済全体を持続的に発展させるためには「ひと」が「しごと」を呼び、「しごと」が「ひと」を呼び込む好循環を生み出し、移住希望者にとって魅力的で地域貢献・やりがいを感じられる「企業」の情報をきめ細やかに掘り起こし、丁寧な情報発信に取り組む必要があると考える。

加えて、関係支援機関が連携して誰もが創業しやすい環境を整備し、地域課題解決につながる新たな事業を立ち上げる者を強力に支援していくことも重要で、特に光（LED）関連産業の集積や、糖尿病ワースト克服のための健康・医療関連分野など、本県の「新成長戦略産業分野」関連産業の集積・創出を図り、地域経済の活性化につなげていく事が効果的であると考えている。

県としては、新たな県政運営指針として「徳島新未来創生総合計画」を策定しているところであり、基本理念に「未来に引き継げる徳島」の実現を掲げ、本県の将来を担う若者や女性をはじめ県内外から“選ばれる徳島県”となることを目指し、「地域経済を牽引する企業の成長と新産業の創生」「労働力・後継者不足対策の推進」「国内外から選ばれる魅力的な地域づくり」という戦略のもと、毎年度、県議会や第三者機関からのご指摘、ご議論を踏まえて改善見直しを行いながら、徹底した現場主義・県民目線に基づく効果的な事業の実施を目指していく。

また人口水準においても、国の目標水準「2060年に1億人程度の人口を確保」に基づく、本県相当数「55万人」を上回る人口を目指すことを「とくしま人口ビジョン」に明記し、具体的には「2060年に55～60万人の確保」を目指すべき将来像とする。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2023年度増加分	2024年度増加分
本移住支援事業に基づく移住者数（人）	30	40	50
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	6	5	15
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	83	80	80
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	1	2	3

2025年度増加分	2026年度増加分	2027年度増加分	K P I 増加分 の累計
60	70	79	299
15	15	15	65
80	80	80	400
3	4	4	16

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・徳島わくわく移住支援事業

・スタートアップ創出促進事業

③ 事業の内容

(1) 支援対象

ア 移住支援

「東京23区在住者」または、「東京圏在住で東京23区への通勤者」で、本県へ移住の上、「①中小企業等に就業（※1）」、「②テレワーク」、「③起業（※2）」あるいは、「④市町村が関係人口と特認（※3）」する者
転出前の直前の10年間のうち、通算5年以上の在住・通勤（通学含む）及び連続して1年以上の在住・通勤が要件

※1 次のいずれかに該当する者に限る

① 県が認めた地方創生に資する分野の法人において新たに就業する

者

② 「プロフェッショナル人材事業」又は

「先導的人材マッチング事業」を利用して就業する者

※2 「地域課題の解決を図る事業」を起業等する者

以下、起業支援に同じ。

※3 市町村や地域の人々に関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が本事業における関係人口と認めた者

- イ 起業支援
デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野において デジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をする者であり、次の社会的事業分野において、「地域課題の解決を図る事業」を起業する者
- ・ 県内研究機関の技術シーズを活用、製品化を図る光（LED）等関連分野
 - ・ 特産品や文化等の徳島県特有の資源等を活用した商業・サービス業関連分野
 - ・ 子育て・社会福祉関連分野
 - ・ まちづくり・過疎地域活性化関連分野 等
- ウ 地方就職支援
大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みの者及び徳島県に所在する企業に就職することが内定している者勤務地が徳島県に所在及び週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しており、徳島県への勤務地限定型社員としての採用であることが要件

(2) 支援内容

ア 移住支援

- 世帯移住：最大100万円（負担内訳：国1/2、県1/4、市町村1/4）
※ 単身移住は最大60万円
※ 5年以内の転出や離職の場合、期間等に応じて返還必要
※ なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

イ 起業支援

- 最大200万円（負担内訳：国1/2、県1/2）
⇒ 東京圏から移住の上、起業する場合は、合計で最大300万円

ウ 地方就職支援

- 地方での就職活動にかかる経費として、徳島県職員旅費規定に基づく東京までの往復交通費（1回分限り）の1/2以内の金額

(3) 実施主体

- ア 移住支援 県及び市町村
イ 起業支援 県
ウ 地方就職支援 県及び市町村

(4) 移住支援に係る就業支援について

- 移住支援における「中小企業等（※1）」については、本県が管理運営している就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」において、対象求人の一括検索が可能となっている。今後も移住希望者（サイト利用者）や対象企業の意見も参考に、改良を重ねていくとともに、移住希望者（サイト利用者）及び対象企業（求人）の裾野拡大に取り組む。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

本県では、「徳島で住み隊」会員としてご登録頂いた本県移住希望者の方が、来県時に様々なサービスが受けられる「とくしま移住サポート企業」制度を創設している。この制度は企業の皆様の御協力を得て、「宿泊費やレンタカーの割引」「引越料金の割引」などの、各協力企業の創意工夫に満ちた「おもてなし」サービスを提供して頂く制度で、官民一体となってとくしま回帰を加速させる取組みとなっている。

今後は、これらサポート企業にも、サービス利用者に向けた制度の周知・広報を図って頂けるよう依頼し、官民連携して制度の利用促進に努める。

また、起業支援については、県と（株）日本政策金融公庫徳島支店が中心となり、平成29年7月に県内経済団体、県信用保証協会等とも連携して「とくしま移住×創業ネットワーク」を構築している。わくわく起業支援事業についても、この既存組織を有効活用し、官民参画機関それぞれが持つ強みを活かしながら、本県の創業促進支援連携に取り組むこととする。

具体的には、首都圏でのセミナー開催をはじめ、創業予定者への情報提供・相談対応等において、民間の知見を活用しながら、事業の効果的な実施を図ると共に、起業者が抱える起業課題に対し、伴走型で支援を行っていく。

【地域間連携】

移住支援については、既に各市町村と県内3圏域（東部・南部・西部）で、県と管内市町村の移住に関する意見交換会を開催しており、今後はその機会を活用して、事業の効果的な実施・連携のあり方を協議していく。

また、本県の移住相談ワンストップ窓口として設置している「徳島移住交流促進センター（徳島市）」「住んでみんなで徳島で！移住相談センター（東京都）」を中心に、県内全市町村に設置されている「移住支援センター」とも連携しながら、事業を実施する上でのあい路、改善点等の意見出しや情報共有を行い、移住者の思いに寄り添う移住相談を行う。

起業支援の観点からは、地域における課題解決を図る起業者の掘り起こしのため、県内市町村が策定する起業支援等事業計画に盛り込まれた「特定起業支援等事業」である「起業セミナー」や「相談会」の機会を有効活用し、参加者に起業に必要な知識と併せ、地域課題の解決を図る起業への支援を教示することで、事業を周知するとともに、デジタル技術を活用した、より課題解決を図る起業計画へとブラッシュアップを促す。本県では、ほぼ全ての市町村において起業支援等事業計画が策定されており、もれなく全県下で積極的な事業の周知・広報が図られることを目指す。

【政策・施策間連携】

徳島県では、県内全域を見渡す立場から、とくしまぐらし応援課（移住支援金等）、企業支援課（起業に関する支援等）、労働雇用戦略課（支給者の対象就業先となる企業の選定要件等）それぞれが関係団体等とも連携し、就業・起業を促進するための全体的なスキーム調整を行う。

具体的には、まず移住支援について、本県では、若者の定住やUIターン促進が「とくしま回帰」への機運醸成に不可欠と考えており、県移住ポータルサイト内に若者応援コンテンツ「AWAIRO」を作成している。現在、移住世代は20～30代が主軸となっていることから、このコンテンツを有効活用し、わくわく移住支援制度のメリットや、若い事業利用者の取材・情報発信に取り組んでいく。

また、仕事と併せて移住の重要なキーワードである「住まい」に関する支援についても、住宅行政所管課と連携し、「DIYワークショップなどを通じた空き家再利用の意識造成」、「空き家相談会の共催」等について、政策連携を図る。

起業支援の面からは、本県の「新成長戦略産業分野」関連産業である光（LED）関連産業等において、全国屈指のLED製品性能評価体制が整っており、貸工場と貸研究室を双方有する全国有数の公設試である徳島県立工業技術センターと連携し、研究成果を活用したスタートアップのロールモデルとなる起業を支援するとともに、大学等と連携する光応用専門人材育成政策を通じた若年齢層へのPRをはじめ、各地にICT関連企業等のサテライトオフィス設置による地元雇用の創出や地域の活性化に繋げている政策と連携し、新しい仕事創出の流れを「田舎で働くことの優位性」として幅広い年齢層に積極的にPRすることで、本県産業振興の要である「公益財団法人とくしま産業振興機構」や「よろず支援拠点」とも情報交換を行いながら、各県外からの移住・創業相談を充実させる。

一方、就労支援に関しても、求人を行う地域の中小企業等と、若者の就職支援を総合的にサポートする「ジョブカフェとくしま」、IT人材に特化した求人・企業情報を発信している「Turn UP徳島」、ハローワークと連携して本県へのUIターン就職を支援する「とくしまジョブステーション」、プロフェッショナル人材に特化したマッチングをサポートする「徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点」等が、これまで以上に情報交換を行い、東京圏移住希望者にとって魅力的な求人を確保することで、移住促進を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

起業支援における執行団体である「公益財団法人とくしま産業振興機構」では、「DX」及び「GX」の実現に向け、デジタル技術を活用したビジネスの新展開を推進するなど、人材育成を軸に様々な研修プログラム等も提供している。これらの事業を、起業希望者からの相談対応や事業計画の策定支援、起業後のフォローアップを一体的に行うスタートアップ支援事業と連携して実施することで、起業前後においてトータルでのDXサポート支援が可能となり、デジタル技術を活用した起業と企業DX人材の育成を促進し、地域のデジタル化を推進する。さらに、本県の光ブロードバンド環境等のデジタルインフラにより、地域を限定することなくデジタル技術を活用した起業や課題の解決が可能となることで、県内どこでもデジタル技術の活用によるメリット受けることができ、地域の誰もが快適で暮らしやすい社会を目指す。

また、就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に掲載する移住支援金対象求人について、「とくしまジョブステーション」を中心に、IT企業だけではなく様々な業種のデジタル求人ニーズを吸い上げるとともに、職種もITエンジニアに限らず、デジタルアーキテクト、UXデザイナー、データサイエンティストといった広義のデジタル人材を含む求人の開拓及び掲載を積極的に促進することで、デジタル活用による企業の業務フロー改善、新たなビジネスモデル創出、企業風土の変革等への寄与を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8 月

【検証方法】

県は、総合戦略に位置づけられた事業として、設定したKPIをもとに、事業担当課において自己点検・自己評価を行うとともに、外部有識者で構成される評価検証機関「県政運営評価戦略会議」において第三者評価を実施、その結果を踏まえて事業の見直しを図る。また、県政運営評価戦略会議での検証結果は県議会に報告する。

【外部組織の参画者】

「県政運営評価戦略会議」は産学官の外部有識者で構成する。

【検証結果の公表の方法】

会議は公開とし、検証後速やかに県ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 268,600千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から 2028年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・ 県内研究機関の技術シーズを活用、製品化を図る光（LED）関連等分野
- ・ 特産品や文化等の徳島県特有の資源等を活用した商業・サービス業関連分野
- ・ 子育て・社会福祉関連分野
- ・ まちづくり・過疎地域活性化関連分野
- ・ その他の地域課題の解決に貢献する分野

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ふるさと起業家プロジェクト事業

ア 事業概要

創業促進による地域経済の好循環の拡大を図るため、ふるさと納税制度を活用し、地域における先駆的・魅力的な事業を立ち上げる起業家を支援する。

イ 事業実施主体

徳島県

ウ 事業実施期間

2024年4月1日から 2025年3月31日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日 から 2028 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。